

会長専決事項の処理について（報告）

平成14年7月4日以降において、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成15年3月18日

中央防災会議会長 小泉 純一郎

記

運営要領第5

件名	年月日	事項
地域防災計画の修正	H14. 8. 8	群馬県、山口県
	H14. 9.17	兵庫県、香川県
	H14.11.15	京都府
	H14.12.12	広島県、長崎県
	H15. 1.14	三重県、岡山県
	H15. 3.11	秋田県、神奈川県、愛知県、和歌山県
	小計	13件
激甚災害の指定	H14. 9. 6	平成十四年七月八日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H14.11.21	平成十四年十月一日及び同月二日の暴風雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H15. 3. 4	平成十四年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H15. 3. 4	平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	小計	4件
合計		17件